

社会福祉法人三恵会 養護老人ホーム「富士見園」

契約入所実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、養護老人ホーム「富士見園」において、老人福祉法第11条第1項第1号に規定する福祉の措置を受けることのできない「住宅確保要配慮高齢者等」が、心身ともに充実した、そして可能な限り自立した生活を送ることができるように「住宅確保要配慮高齢者等」との契約により、施設に入居させることについて必要な事項を定める。

(契約の対象者)

第2条 契約の対象となる者は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第2条に定める住宅確保要配慮者のうちの高齢者等とする。

(契約の期間)

第3条 法人と「住宅確保要配慮高齢者等」の双方が合意した日から、「住宅確保要配慮高齢者等」が契約の解除を希望する日までとする。

2 「住宅確保要配慮高齢者等」が契約期間中に病気により入院した場合、あるいは死亡した場合、もしくは長期に所在不明となった場合は、法人と第14条に定める身元保証人との協議により契約の解除日を決めることができるものとする。

3 「住宅確保要配慮高齢者等」が、故意または重大な過失により施設又は施設職員若しくは他の入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為などを行った場合、法人は本契約を解除できるものとする。

(管理、運営)

第4条 施設の管理、運営は、施設長がその責任において実施し、「住宅確保要配慮高齢者等」は施設の定める運営規程に従うものとする。

(各種サービス及び支援)

第5条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」の求めに応じ、次のサービス及び支援を提供する。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 生活相談と助言
- (4) レクリエーション及び行事
- (5) 健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助
- (6) その他個々に必要な支援等

(食事の提供)

第6条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」に対して、措置入居者への食事の提供と同様の取り扱いにより、食事の提供を行う。

(入浴の準備)

第7条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」が週2回以上、定められた時間に入浴できるように準備する。

(生活相談と助言)

第8条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」の求めに応じて、各種相談・助言を行うとともに、行政など関係機関等への手続き等の援助を行う。

(レクリエーション及び行事)

第9条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」の生活が健康で潤いのあるものとなるよう、「住宅確保要配慮高齢者等」の趣味的活動を支援するとともに、希望に応じて施設内のレクリエーションや行事の参加を認める。

(健康管理及び疾病、負傷等緊急時の援助)

第10条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」の日々の健康管理を行うとともに、定期的な健康診断の実施を支援する。

2 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」に事故ある時、又は急病などの時は、医療機関への受診など必要な支援を行う。

3 施設は、日常的な安全管理に万全を期すとともに、火災の発生や地震等の自然災害発生時には、「住宅確保要配慮高齢者等」の安全確保に努める。

(利用料金)

第 11 条 「住宅確保要配慮高齢者等」が施設に支払う利用料金は、居住費、食費・光熱水費等、サポート費とし、その月額は別表のとおりとする。

2 月の途中の入居若しくは退居の場合は、入居した日若しくは退居した日を含めた日割りの料金とする。

3 「住宅確保要配慮高齢者等」は、この利用料金に含まれない税金、保険料、医療費等の費用については、各自の責任において支払うものとする。

(利用料の納入)

第 12 条 「住宅確保要配慮高齢者等」又はその身元保証人は、前条の利用料金の当月分を毎月 10 日までに、現金若しくは指定金融機関への振り込みにより支払うものとする。

(資料の提供)

第 13 条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」の利用料金を決定するため、必要に応じて、次の資料の提出を求める。

(1) 収入額の認定に必要な書類

①前年分の所得税確定申告書の写し

②確定申告書がない場合は、年金通知書の写し又は源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

(2) その他、施設が必要とする書類

(身元保証人)

第 14 条 「住宅確保要配慮高齢者等」は、施設を利用する際に身元保証人を立てなければならない。

2 身元保証人は、「住宅確保要配慮高齢者等」と連帯して、入居の契約から生じる債務を負担する。

(損害賠償)

第 15 条 法人は、施設の故意又は重大な過失による場合を除き、盗難、暴動、あるいは外出時の不慮の事故、さらに天災、事変その他の不可抗力及び火災等により「住宅確保要配慮高齢者等」が受けた損害、災難について、一切賠償責任を負わない。

(長期不在)

第 16 条 「住宅確保要配慮高齢者等」は、居室に 1 日を超えて不在となる場合は、施設にあらかじめ届け出なければならない。

(立ち入り)

第 17 条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」の緊急事態への対応、及び居室の保全、衛生、防犯、防火、その他管理上の必要があるときは、「住宅確保要配慮高齢者等」の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(個人情報の保護)

第 18 条 施設の職員は、業務上知り得た「住宅確保要配慮高齢者等」及びその家族の個人情報については、「住宅確保要配慮高齢者等」又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者にもらしてはならない。

2 施設は、個人情報の公表に関しては、「住宅確保要配慮高齢者等」の同意を得た上で、「住宅確保要配慮高齢者等」の心身の療養や介護サービスの円滑な実施など、「住宅確保要配慮高齢者等」の便宜向上のために行う場合に限り行うことができる。

(苦情処理)

第 19 条 施設は、「住宅確保要配慮高齢者等」が苦情を申し出た場合、迅速かつ適切に対応する。

2 「住宅確保要配慮高齢者等」は、施設に対して苦情を申し出たものの、その解決が図られない場合には、法人本部に苦情を申し出ることができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

(別表：第11条関係)

月額利用料金表

I 居住費		25,000円
II 食費・光熱費等	4月～10月	55,280円
	11月～3月	57,350円

	収入(年額)	一般高齢者	要支援・要介護 高齢者
III サポート費	①100万円以下	17,700円	22,600円
	②120万円以下	26,500円	33,800円
	③150万円以下	41,400円	52,800円
	④200万円以下	55,200円	70,400円
	⑤300万円以下	82,700円	105,500円
	⑥300万円以上	107,600円	137,200円